

第
1933
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年11月16日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

相続税額がない場合の未成年者控除

Q : 父が死亡し、私と母がその財産を相続しました。私はまだ未成年者で、私の取得した財産は生命保険金だけです。

ところで、相続税の計算をすると、私は生命保険金の非課税規定により相続税額が算出されませんが、この場合、私の未成年者控除額はどうなるのでしょうか。

A : お母さんの相続税額から控除することができます。

【解説】

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続税法に規定する未成年者（満20歳未満の者）である場合には、相続開始の日からその者が20歳に達するまでの年数（1年未満の端数は1年として計算します）1年につき6万円を乗じて計算した金額がその者の相続税額から控除されます。

この未成年者控除は、相続又は遺贈により財産を取得した者に適用されることになっていて、財産を取得しない者にはその適用はありません。

また、未成年者控除額がその者の納付すべき相続税額を超えるときは、その超える部分の金額はその者の扶養義務者の相続税額から控除することができることとされています。

ご質問の場合、保険金の非課税枠内のため算出される相続税額がありませんが、相続又は遺贈により財産を取得した者に該当しますので、控除しきれない未成年者控除額は、扶養義務者の相続税額から控除することができます。

